

区全域（特別景観形成地区を除く）の景観形成基準に対する適合状況説明書
（一定規模以上の建築物の建築等）

※ 景観形成基準：景観法第8条第4項第2号に規定される基準

第二次足立区景観計画では、良好な景観の形成を推進するため、景観法の届出に際し適合を確認する、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準を定めています。

各基準に対する適合状況を記載して下さい。

当該行為における景観形成に関する考え方
記載欄

1 配置	
	道路や公園などの公共空間及び隣接地と連続したオープンスペースの確保など、周辺との関係に配慮した配置とする。 記載欄
	敷地周辺への圧迫感を低減するため、十分な壁面後退を行うよう努める。 記載欄
2 高さ/規模	
	建築物の高さや規模は、周辺建築物群としてのリズムやスカイラインとの調和を図る。 記載欄
3 形態/意匠/色彩	
	色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、見る人に与える心象に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ・ 外観の色彩は、第二次足立区景観計画に定める色彩基準Ⅱのとおりとする。 ・ 地域で親しまれている色彩や素材がある場合は、これらの活用に努める。 ・ 外壁の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。 記載欄

	<p>外壁は、次の方法などにより、圧迫感の軽減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部材や色彩・素材などで分節化を行うなど、長大な壁面を避ける。 ・ 前面道路に面して十分な空地を確保する。 ・ 隣接地に対して、外壁をセットバックさせる。 <p>記載欄</p>
	<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、次の方法などにより、周囲からの見え方に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物と一体的に計画するなど、目立たない工夫を施す。 ・ 通りから直接見えない位置に配置する。やむをえない場合は、目隠しルーバーや緑化などにより修景する。 ・ 屋根・屋上に設備等がある場合は、高層建築物等からの見え方に配慮する。 <p>記載欄</p>
<p>4 緑化/外構等</p>	
	<p>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化に積極的に取り組む。</p> <p>記載欄</p>
	<p>敷地内に既存樹木がある場合は、既存樹木を活かした緑化に努める。</p> <p>記載欄</p>
	<p>緑化にあたっては、地域の在来種に適合した樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>照明は、次の事項に配慮するとともに、周辺環境と調和するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間における安全性・安心性を確保した照明環境の整備に努める。 ・ 過度な明るさや暗がりやを排除し、暖かみのある質の高い光により落ち着きを感じることのできる、快適な夜間景観の形成に努める。 <p>記載欄</p>
<p>上記以外で特に景観に配慮した事項</p>	
	<p>記載欄</p>